

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定

令和3年3月26日

告示第94号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を次のように指定する。

- 1 桑名市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年桑名市規則第33号）第3条に規定する市長が別に定める機関は、次に掲げる機関とする。
 - （1）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）
 - （2）法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
 - （3）一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「BELS評価機関」という。）
- 2 桑名市建築開発関係手数料条例（平成30年桑名市条例第60号。以下「条例」という。）別表第4の4の部及び5の部に規定する法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法は、当該各項に定める書面の交付を受けたものとする。
 - （1）登録住宅性能評価機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - （2）登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - （3）登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - （4）BELS評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）
- 3 条例別表第4の4の部及び5の部に規定する法第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める評価方法とする。
 - （1）一戸建ての住宅、共同住宅等（共用部分の評価しない場合に限る。）又は複合建築物の住戸部分（共用部分の評価しない場合に限る。） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の規定に基づく評価方法
 - （2）非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分 基準省令第10条第1項第1号イ（2）及びロ（2）の規定に基づく評価方法

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
（令和2年桑名市告示第106号の廃止）
- 2 令和2年桑名市告示第106号は、廃止する。